

(1) 稲作構造改革促進事業

助成金の使途の名称	米価下落等の補てん（基本部分）
助成要件	<p>助成対象者が助成対象水田において主食用等水稻を作付けし、当該米穀の当年産収入が基準収入を下回った場合、助成水準の範囲内で算定される補てん単価に助成対象面積を乗じた額を助成する。</p> <p>（用語の定義）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 助成対象者とは、1の（6）の の要件を満たす者であり、品目横断的経営安定対策に加入していない者。</li> <li>・ 助成対象水田とは、水田農業構造改革対策実施要綱別紙1第5に規定する助成の対象となり得る水田において、助成対象者が、作付確定面積の範囲内で主食用等水稻の作付けを行った水田をいう。</li> <li>・ 助成対象面積とは、助成対象者が助成対象水田において主食用等水稻の作付した面積とする。</li> </ul> <p>単位は㎡とし、小数点以下は切り捨てるものとする。</p> <p>集荷円滑化対策に係る区分出荷割合による助成対象面積の補正は、  区分出荷達成率 = 区分保管を行った数量 / 豊作による過剰米数量</p> <p>販売割合による面積の補正は、  生産年の翌年1月末までに販売  販売割合率 = 又は販売の委託を行った米穀 × 60  助成対象 統計部が公表する県の当該年の  面積 ÷ 1000 × 10% 当たり収量（10月15日現在）</p> <p>ただし、集荷円滑化対策が実施された場合は、当該年の10% 当たり収量（10月15日現在）は、平年収量とし1を超える場合は1とする。  なお、端数は とも小数点第2位までとし第3位を四捨五入する</p>

<p>確認方法</p>	<p>助成対象者であることの確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1の(3)及び(4)に定める方法による。</li> <li>・ また、品目横断的経営安定対策の加入者でないことの確認は、地域水田ビジョンの担い手リストに掲げられた農業者が、品目横断的経営安定対策の加入者であるかどうかを聴取調査等(品目横断的経営安定対策加入登録書の写しの確認等)により確認し、それと突合することにより確認する。</li> </ul> <p>助成水田であることの確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水田農業構造改革対策実施要綱別紙1第5に定める助成水田であることの確認は、1の(2)に定める方法による。</li> </ul> <p>助成対象面積の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地確認又は、営農計画書(水稻生産実施計画書)と共済細目書の突合等により行う。</li> <li>また、区分保管を行った数量及び過剰米数量については、米穀安定供給確保支援機構から必要な情報提供により確認する。</li> <li>販売割合については、JA等の生産調整方針作成者に出荷又は販売委託数量について伝票で確認するほか、直接販売については販売伝票で確認することとし、「旧稲作所得確保基盤対策」実施要領の7の対象となる米穀の要件を準用する。</li> </ul> <p>協議会をまたがって耕作している者の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請者が耕作している水田が本協議会の区域外にある場合には、当該水田が所在している地域協議会に確認を依頼する。ただし、その協議会から依頼を拒否された場合等、確認の実施が不可能な場合には、当該水田は助成対象から除外する。</li> </ul> <p>災害等により以上の確認が困難となった場合の取扱いについては、地域協議会長が別途定めることができる。</p>
<p>助成水準</p>	<p>水稻作付け10a当たり4,000円</p>
<p>基準収入及び当年産収入の算出方法</p>	<p>基準収入の算出方法</p> <p>長野県水田農業推進協議会実施方針の5の(1)による。</p> <p>円未満は切り捨てとする。</p> <p>算定基準収入：165,234円</p> <p>当年産収入の算出方法</p> <p>長野県水田農業推進協議会実施方針の5の(2)による。</p> <p>円未満は切り捨てとする</p>
<p>補てん単価の算出方法</p> <p>(補てん額の算出方法)</p>	<p><math>(\text{基準収入} - \text{当年産収入}) \times 0.9</math>が</p> <p>助成水準を上回る場合は、助成水準が補てん単価</p> <p>助成水準が下回る場合は、「<math>(\text{基準収入} - \text{当年産収入}) \times 0.9</math>」が補てん単価</p> <p>注：上式の助成水準は、下欄の により補正した値を用いる。</p> <p>営農計画書に記載された主食用等水稻作付面積に10a当たりの補てん単価を乗じ区分出荷達成率及び販売割合率で補正することにより算出し、円未満は切り捨てとする。</p> <p>算定基準収入は、165,234円</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>営農計画書の主食用等水稻作付面積《販売又は販売の委託を行う予定</p>

	<p>の米穀の数量を統計部が公表する長野県の実績単収で割り戻した面積》 が明らかになった場合、次式により助成水準の補正を行う。</p> <p><u>調整後の助成水準</u>  = 調整前の助成水準 × { 当初の助成水準の設定の際に推定した面積 /  営農計画書による申請面積 《販売又は販売の委託を行う予定の米穀の数量を統計部が公表する長野県の実績単収で割り戻した面積》 }</p> <p>上記の「補てん単価の算出方法」を経て算出された単価に基づく都道府県協議会への請求額(所要額)が、当事業の活用額を上回る場合には、活用額を超えないよう次式により補てん単価の調整を行う。</p> <p><u>調整後の補てん単価</u>  = 調整前の補てん単価 × (活用予定額) / (実際の所要額)</p>
--	---